

高槻市風しん抗体検査委託業務仕様書

高槻市風しん抗体検査業務の委託にあたり、下記の仕様に基づき事業を実施するものとする。

記

1 委託業務名

高槻市風しん抗体検査業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

3 対象者

高槻市民であって、風しんの抗体検査（以下「検査」という。）及び予防接種を受けたことがなく、風しんの既往歴がない下記の条件のいずれかに該当する者。ただし、未就学児は除く。

- (1) 妊娠を希望する女性
- (2) 妊娠を希望する女性の配偶者
- (3) 妊婦の配偶者
- (4) 妊娠を希望する女性の同居者
- (5) 妊婦の同居者

4 業務手順

- (1) 検査希望者から風しん抗体検査に係る申立書（様式2号）（以下「申立書」という。）の提出を受ける。
- (2) 申立書の内容に誤りがないか確認を行う。
- (3) 検査後、申立書の抗体検査実施報告書（以下「報告書」という。）に必要事項を記載し、保管する。
- (4) 検査結果を文書にて受検者に通知する。
- (5) 検査の結果、風しん抗体価が「予防接種が推奨される価」であった場合は高槻市の行う予防接種費用助成事業を周知する。

5 検査実施件数の報告

- (1) 申立書は、1か月分を取りまとめて提出を行う。
- (2) 報告書（様式1-2号）に検査人数を記入し、各項目を点検のうえ提出を行う。
- (3) 複数月まとめての提出や期日超過の提出は避け、該当実績がある月は毎月提出期日までに提出を行う。